

○厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合（平成二十四年厚生労働省告示第二百七十一号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の1の児童発達支援給付費の注3の(1)及び注4の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合イ〜ロ（略）</p> <p>ハ 指定児童発達支援事業所等の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間数の基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表下欄に掲げるところによるものとする。</p>	<p>一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の1の児童発達支援給付費の注3の(1)及び注4の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合イ〜ロ（略）</p> <p>ハ 指定児童発達支援事業所等の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間数の基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表下欄に掲げるところによるものとする。</p>	<p>厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準</p>
<p>指定児童発達支援事業所等の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業所の場合にあつては指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。</p> <p>(2) 基準該当児童発達支援事業所の場合にあつては指定通所基準第五十四条の五において準用する指定通所基準第三十七条に規定する運</p>	<p>指定児童発達支援事業所等の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業所の場合にあつては指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間を満たしていないこと。</p> <p>(2) 基準該当児童発達支援事業所の場合にあつては指定通所基準第五十四条の五において準用する同令第三十七条に規定する運営規程に</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p> <p>百分の八十五</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p> <p>百分の八十</p>

<p>営業規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。</p> <p>指定児童発達支援事業所等の営業時間の時間が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業所の場合にあつては指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。</p> <p>(2) 基準該当児童発達支援事業所の場合にあつては指定通所基準第五十四条の五において準用する指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。</p>	<p>百分の七十</p>
<p>二 通所給付費等単位数表第2の1の医療型児童発達支援給付費の注2の(1)及び注3の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。第六條の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下同じ。)の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間の基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p> <p>百分の八十五</p>

<p>定められている営業時間が四時間を満たしていないこと。</p>	
<p>二 通所給付費等単位数表第2の1の医療型児童発達支援給付費の注2の(1)及び注3の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。第六條の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下同じ。)の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間の基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p> <p>百分の八十</p>

<p>支援医療機関の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 指定医療型児童発達支援事業所の場合にあつては指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。</p> <p>(2) 指定発達支援医療機関の場合にあつては指定医療型児童発達支援を行うのに要する一日当たりの標準的な時間数が四時間以上六時間未満であること。</p>	<p>百分の七十</p>
<p>指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 指定医療型児童発達支援事業所の場合にあつては指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。</p> <p>(2) 指定発達支援医療機関の場合にあつては指定医療型児童発達支援を行うのに要する一日当たりの標準的な時間数が四時間未満であること。</p>	<p>百分の七十</p>

三 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注5の(1)及び注6の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ〜ロ (略)

ハ 指定放課後等デイサービス事業所等の営業時間の時間数が次の

<p>支援医療機関の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 指定医療型児童発達支援事業所の場合にあつては指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間を満たしていないこと。</p> <p>(2) 指定発達支援医療機関の場合にあつては指定医療型児童発達支援を行うのに要する1日当たりの標準的な時間数が四時間を満たしていないこと。</p>	<p>百分の七十</p>
---	--------------

三 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注5の(1)及び注6の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ〜ロ (略)

ハ 指定放課後等デイサービス事業所等の営業時間の時間数が次の

表の上欄に掲げる時間数の基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

<p>厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>
<p>指定放課後等デイサービス事業所等の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 指定放課後等デイサービス事業所の場合にあつては指定通所基準第七十一条の規定により読み替えて適用される指定通所基準第二十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。(授業の終了後に行う場合を除く。)</p> <p>(2) 基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にあつては指定通所基準第七十一条の四において準用する指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。(授業の終了後に行う場合を除く。)</p>	<p>百分の八十五</p>
<p>指定放課後等デイサービス事業所等の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 指定放課後等デイサービス事業所の場合にあつては指定通所基準第七十一条の規定によ</p>	<p>百分の七十</p>

表の上欄に掲げる時間数の基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

<p>厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>
<p>指定放課後等デイサービス事業所等の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 指定放課後等デイサービス事業所の場合にあつては指定通所基準第七十一条の規定により読み替えて適用される指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間を満たしていないこと。(授業の終了後に行う場合を除く。)</p> <p>(2) 基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にあつては指定通所基準第七十一条の四において準用する同令第六十三条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間を満たしていないこと。(授業の終了後に行う場合を除く。)</p>	<p>百分の八十</p>

四

(略)

り読み替えて適用される指定通所基準第三十七條に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。(授業の終了後に行う場合を除く。)

(2) 基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にあつては指定通所基準第七十一條の四において準用する指定通所基準第三十七條に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。(授業の終了後に行う場合を除く。)

四

(略)